

2024年2月28日

厚生労働大臣 武見 敬三 様

訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める要請

立憲民主党 厚生労働部門

令和6年度介護報酬の改定に当たっては、すべての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければなりません。

しかし、政府は令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げようとしており、これでは在宅介護が受けられなくなる要介護者や家族、介護離職の増大、小規模な訪問介護事業者の倒産の増大に直結するおそれがあります。

東京商工リサーチの調査によると、2023年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増えています。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられています。特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があります。

厚生労働省は、訪問介護については、処遇改善加算について高い加算率にしたと説明していますが、運営資金につながる基本報酬を下げれば、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白です。また、厚生労働省は処遇改善加算を取りやすくすると説明していますが、上位の加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難です。

訪問介護の基本報酬を引き下げれば、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねません。政府の対応に強く抗議します。

よって、以下の事項を速やかに実施するよう強く要請します。

要請事項

1. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回して至急見直しを行い、とりわけ経営が悪化している小規模な訪問介護事業者など地域や経営の実態に対応した報酬引き上げを行うこと。
2. 小規模事業者であっても実際に処遇改善加算を取れるようにするとともに、申請から早期に支給が行われるよう要件を見直すこと。
3. 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
4. 訪問介護事業所の経営難の原因になっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上